

6 相 続 税

統計表を見るに当たって

この章の統計表は、平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成14年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成12年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績についても調査している。

相 続 税 の 税 率					
	800万円以下の金額	……	10%	1億円を超え2億円以下の金額	…… 40%
	800万円を超え1,600万円	〃	…… 15%	2億円 〃 4億円	〃 …… 50%
	1,600万円 〃 3,000万円	〃	…… 20%	4億円 〃 20億円	〃 …… 60%
	3,000万円 〃 5,000万円	〃	…… 25%	20億円を超える金額	…… 70%
	5,000万円 〃 1億円	〃	…… 30%		

6-1 課税状況

	相続人の数	金 額	
	人	千円	
取得財産価額	22,819	2,165,142,729	調査対象等：平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。 （注）1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は被相続人の数である。 2 「相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。 用語の説明：1 加算贈与財産価額 とは、相続人に相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価格をいう。 2 2割加算額 とは、相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。 3 納税猶予 とは、相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差し引いた残額について、一定の要件の下に納税が猶予されることをいう。 4 相次相続控除 とは、今回の相続の被相続人が死亡前10年以内に相続によって財産を取得していた場合に、今回の相続人の相続税額から前回の相続について被相続人に課せられた税額の一定割合相当額が差し引かれることをいう。
債務控除額	11,758	283,035,778	
加算贈与財産価額	2,180	8,555,613	
課税価格	実 22,784	1,890,652,208	
相続税額	算出税額	22,482 373,405,597	
	2割加算額	1,462 1,822,175	
	計	22,482 375,227,772	
税額控除等	贈与税	1,149 1,661,786	
	配偶者	4,070 116,537,666	
	未成年者	396 190,744	
	障害者	357 434,427	
	相次相続	1,034 2,782,156	
	外国税額	1 82	
	計	実 6,569 121,606,860	
差引税額	実 19,834	253,620,796	
納税猶予額	1,166	34,096,674	
納付税額	実 19,515	219,524,123	
災害減免法による免除税額	—	—	
遺産に係る基礎控除額	7,775	646,190,000	